

無料低額診療について

公益財団法人金森和心会は、社会福祉法第2条第3項に規定する「無料低額診療事業」を実施しています。

無料低額診療事業とは

「無料低額診療事業」は、住民税非課税世帯など生活困窮の方が経済的な理由等によって必要な医療を受ける機会が制限されないように、無料または低額な料金で診療を行う事業です。

対象となる医療費

当院における診療費(健康保険適用の医療費)が対象となります。他の医療機関での診察や、院外処方による調剤薬局での支払い(薬代)、健康保険適用外の診断書や、個室を利用された場合の室料差額などは、対象になりません。

相談窓口

医療費のことでお困りの方は、ご相談下さい。
無料低額診療事業は、生活が安定するまでの期限のある措置です。
申請を希望される場合は、ご本人やご家族の所得を証明する書類など必要書類を添付した申請書を提出して頂き、審査します。
医療費のことでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。

